

第29号議案

文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

文京区文化財調査員の設置に関する規則の一部を改正する規則

文京区文化財調査員の設置に関する規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「十人」を「十一人」に改め、同条第一号中「六人」を「七人」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

文京区文化財調査員の設置に関する規則（平成四年教育委員会規則第十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（定数）</p> <p>第三条 調査員の定数は、<u>十一</u>人以内とし、次の各号に定める区分とする。</p> <p>一 一週間につき四日勤務する者は、<u>七</u>人以内とする。</p> <p>二 （略）</p> <p>付 則</p> <p>この規則は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>（定数）</p> <p>第三条 調査員の定数は、<u>十</u>人以内とし、次の各号に定める区分とする。</p> <p>一 一週間につき四日勤務する者は、<u>六</u>人以内とする。</p> <p>二 （略）</p>